

工事・業務 契約締結内容

契約年月日	令和 6 年 10 月 7 日
件名	令和 6 年度 第 5 0 回衆議院議員総選挙に伴うポスター掲示場設置等工事
施工・履行場所	精華町地内
工事・業務概要等	ポスター掲示場設置・撤去 9 1 箇所 ポスター掲示場運搬(設置時及び撤去時) 9 1 枚 令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に伴うポスター掲示場の設置及び撤去
工事・業務種別	建築一式工事
工期・履行期間	令和 6 年 10 月 7 日 から 令和 6 年 11 月 1 日 まで
契約の相手方	(株) 金崎工務店 代表取締役 金崎 好弘
契約相手方の住所	京都府相楽郡精華町大字祝園小字長塚32番地の2
当初契約金額	¥974,600.- (税込)
選定理由 (随意契約)	予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項及び精華町契約規則第9条第1号で定める金額の範囲内であるため随意契約するものです。 なお当該工事は、国の衆議院解散により緊急的に工事を実施するものであるため、精華町契約規則第9条の4第1項ただし書きにより、1社のみから見積徴収することとし、業者選定に当たっては、当該工事は京都府屋外広告物条例に基づく登録業者しか施工できないため、本町の建設工事等指名競争入札参加資格と屋外広告業者の両方の登録を行っている業者で、加えて、緊急に実施する必要があることから、過去の類似案件を請負った実績により内容を熟知し期間内の対応が可能な町内業者を選定するものです。